

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		内臓摘出後検査
根拠条例・規則等名		食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律
条 項		第 15 条第 3 項
所 管 部 課		保健衛生局 保健部 食肉衛生検査所（電話：048-851-4100）
審 査 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	未設定 (許認可の性質上、個々の申請について個別具体的な判断をせざるを得ないものであって、事案ごとの裁量が大きく、法令の定め以上に具体的な基準を定めることが困難であるため。)
	設定等年月日	平成 年 月 日設定 平成 年 月 日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 (未設定の場合はその理由)	即日
	設定等年月日	平成 15 年 4 月 1 日設定 平成 28 年 5 月 9 日最終改正
備 考		